

山梨県公報

第百四十六号

令和二年

十一月十九日

木曜日

目次

○道路の区域変更(三件).....	五八三
○道路の供用開始.....	五八四
○使用料の収納事務の委託の解除.....	五八四
○使用料の収納事務の委託.....	五八四
公 告	
○令和二年度毒物劇物取扱者試験の実施.....	五八四
○公共測量の実施(二件).....	五八五
その他	
○裁決手続の開始.....	五八五
○審理の開始.....	五八八

告 示

山梨県告示第三百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十九号
- 道路の区域

区間

旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-----------------	--------------

大月市七保町瀬戸字上和田二〇六二番一地
先から
大月市七保町瀬戸字上和田二〇九五番一地
先まで

旧	一・九〇	五六・〇
新	一四・三〇	五六・〇

山梨県告示第三百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 河口湖精進線
- 道路の区域

区間

旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	一六・六〇	一三・六
新	一六・六〇	一三・六

山梨県告示第三百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡西桂町小沼字米倉三三六四番地先から 南都留郡西桂町小沼字池の頭二九二三番一 地先まで	五・〇 二六・五	五・〇 二六・五	一一・七 六一・〇	八三八・一 八〇〇・〇

山梨県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和二年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷身 延線	南巨摩郡身延町下八木沢字久保 二二六九番地先から 南巨摩郡身延町下八木沢字久保 二二七〇番地先まで	五一・九 (メートル)	令和二年十一月十九日

山梨県告示第三百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定による使用料の収納事務の委託を次のように解除した。

令和二年十一月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル 弁護士法人一番町総合法律事務所
- 二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料
- 三 解除の日 令和二年十月三十一日

山梨県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和二年十一月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 埼玉県さいたま市大宮区大門町一番地一号 弁護士法人ライズ総合法律事務所
- 二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料
- 三 委託の期間 令和二年十一月一日から令和三年三月三十一日まで

公 告

令和二年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、令和二年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和二年十一月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和三年二月六日（土）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市大津町二千九十二番地八 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨（受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。）

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目

1 筆記試験

- (一) 毒物及び劇物に関する法規
- (二) 基礎化学

- (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験願書の提出先 甲府市に住所を有する者にあつては甲府市健康支援センターに、甲府市以外の県内に住所を有する者にあつては各保健福祉事務所（保健所）に、本人若しくは代理人が持参し、又は郵送すること。

七 受験願書の受付期間等 令和二年十二月十四日（月）から同月十八日（金）までの山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留とし、同月十四日（月）から同月十八日（金）までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

1 受験願書

2 住民票（本籍の記載があり、かつ、個人番号（マイナンバー）の記載がないもので、発行日から六月以内のものに限る。）

3 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）

九 受験手数料 一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。）

十 合格者の発表 令和三年三月十一日（木）午前十時に山梨県庁東側、甲府市健康支援センター及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県保健福祉部衛生業務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問合せ先 詳細に関しては、山梨県保健福祉部衛生業務課（電話〇五五―二二三

一四九一）に問い合わせること。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザー測量（地図情報レベル五百））

二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町

三 測量の期間 令和二年十一月四日から令和三年三月十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）

二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

三 測量の期間 令和二年十一月二十四日から令和三年三月二十四日まで

その他の

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和二年十一月十九日

山梨県 収用委員会

一 起業者の名称 山梨県

二 事業の種類 一般国道百四十号改築工事（新山梨環状道路東部区間Ⅰ期・山梨県甲府市小曲町字河原地内から同市落合町字曾根地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和二年十一月四日

(別表)

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	備考			
所在	地番	地目		地積 (㎡)		氏名及び住所	氏名及び住所		権利の種類		
		公簿	現況	公簿	実測			収用しようとする土地の面積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)	
山梨県甲府市小曲町字河原	1547番	田	田	1,066	1,071.04	403.41	23.00	石原 英次 山梨県甲府市小曲町1255番地2	小曲土地改良区 理事長 藤田 求武 山梨県甲府市小曲町1273番地	使用借権	収用及び使用しようとする土地は別図のとおり(別図略)

● 審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

令和二年十一月十九日

山梨県収用委員会

- 一 起業者名称 山梨県
- 二 収用事件名 一般国道百四十号改築工事（新山梨環状道路東部区間Ⅰ期・山梨県甲府市小曲町字河原地内から同市落合町字曾根地内まで）
- 三 審理の期日 令和二年十二月二日（水）午後一時四十分から
- 四 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇七会議室